

都城医療センター市民ギャラリー運営要領

(目的)

第1条 都城医療センター（以下「センター」という）は、センターに来られる患者様、ご家族に安らぎと寛ぎの気持ちを感じていただくことを目的に「市民ギャラリー」を設置する。

(場所)

第2条 市民ギャラリーの設置場所は、センター外来診療管理棟1階、一般食堂から職員食堂までの廊下（別添図面参照）壁面とする。

2 センターは決められた壁面に作品展示用金具を取り付ける。

(対象)

第3条 展示物は、各種絵画、書、写真等、壁面に展示可能なものとし、歩行等の妨げにならないものとする。

2 大きさについては、キャンバスサイズ15号程度とする。

3 センターに展示するに相応しくない作品、患者様に不快感、嫌悪感を与えるような作品は対象としない。

(募集)

第4条 展示希望者は、別紙「市民ギャラリー応募票」をセンター担当者に提出し、センター担当者は院内決裁を受けるものとする。

2 センター担当者は結果等について、展示希望者に連絡するものとする。

(搬入、展示及び搬出)

第5条 展示希望者にて、センターが指定した日時により、展示作品の搬入及び搬出を行う。その際の費用等は展示希望者の負担とする。

2 展示希望者は、壁面に展示可能な額装を行ったうえで作品を搬入する。

3 作品の展示期間は最長3ヶ月とし、次の応募者がいない場合は、更に3ヶ月更新ができるものとする。

(管理責任)

第6条 展示作品の破損、汚損、紛失等について、センターは一切の責任を負わないものとする。

(不適合作品)

第7条 センターは、展示希望者に対して、第3条、第5条及び第6条の説明を

十分に行うが、不適合な作品が持ち込まれた場合、センターは展示をお断りする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、その都度話し合って決めることとし、必要に応じて改訂するものとする。

附則

この要領は、令和5年8月〇日から施行する。